

職業安定法に基づく情報公開

○手数料に関する事項

当法人は求人者から徴収する手数料等に関し、下記の内容で厚生労働大臣に届出を行い、受理されています。実際に適用する手数料率につきましては、個々の有料職業紹介契約書でご確認ください。

なお、求職者から徴収する手数料等はありません。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の 最高 50% 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の 最高 50% 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0 円 活動 1 日当たり 0 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の 最高 50% 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の 最高 50% 手数料負担者は、関係雇用主とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。